

令和3年11月

定例教育委員会

1

11月定例会（1）

開催日時 令和3年11月10日（水） 9時30分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議 題

○第21号議案

教育委員会事務事業の点検・評価等について

(総務課)

○第22号議案

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部改正について

(高校教育課)

○第23号議案

長崎県市町村立学校教職員の人事評価に関する規則の一部改正について

(義務教育課)

4 報 告

(1) 令和4年度県立学校校長・副校長及び教頭選考第1次試験の結果について

(高校教育課)

(2) 令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
の結果について（公立学校）

(児童生徒支援課)

教育委員会事務事業の点検・評価等について

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、点検・評価を行おうとするものである。

(内 容)

1. 第三期長崎県教育振興基本計画成果指標の達成状況 資料1 資料2

- ・「第三期長崎県教育振興基本計画」の令和2年度の達成状況について

2. 令和2年度教育委員会事務事業の点検・評価 資料3

- ・事業群評価対象事務事業の令和2年度の取組実績について
- ・指定管理者制度導入施設の途中評価について

(参 考)

- ・令和3年度長崎県教育振興会議報告書 資料4

(その他)

議会への提出及び公表

- ・11月定例県議会に報告
- ・令和3年11月26日(予定)知事部局の政策評価の公表にあわせて、教育委員会のホームページ上に掲載し公表

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部改正について

(提案理由)

長崎県立学校教職員にかかる新たな人事評価制度を導入するため、長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則(平成18年長崎県教育委員会規則第5号)の一部を改正するものである。

(内 容)

主な改正内容は、以下のとおりである。

- 1 人事評価の方法として、「業績評価」及び「能力評価」を行うものとする。
(第5条関係)
- 2 人事評価の結果については、人材育成に活用するとともに、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。(第13条関係)
- 3 被評価者は、人事評価の結果に関する苦情があるときは申し出ることができるものとする。(第14条関係)
- 4 その他の改正は、別紙規則案のとおり。

施行日 令和4年4月1日

(最終改正年月日 令和2年3月27日)

(規則案)

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則（平成18年長崎県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(人事評価の目的)</p> <p>第2条 人事評価は、<u>教職員の能力及び業績を客観的かつ公正に評価することにより、人材育成を図り、学校組織の活性化に資するとともに、人事管理の基礎とすることを目的とする。</u></p> <p>(人事評価の対象となる教職員の範囲)</p> <p>第3条 <u>人事評価の対象となる者は、別に定める評価基準日に在職する全ての教職員とする。ただし、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める教職員を除く。</u></p> <p>(人事評価の種類)</p> <p>第4条 人事評価は、<u>定期評価、条件評価及び臨時評価</u>により行うものとする。</p> <p>2 <u>定期評価は、毎年度1回、評価基準日に実施するものとする。</u></p> <p>3 <u>条件評価は、条件付採用期間中の教職員について、評価基準日に実施するものとする。</u></p> <p>4 <u>臨時評価は、県教育委員会が特に必要があると認める教職員について、随時これを実施するものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(人事評価の目的)</p> <p>第2条 人事評価は、<u>教職員の職務を遂行した実績並びにその職務の遂行上見られた能力及び意欲・姿勢（以下「勤務成績」という。）について、この規則に定める手続きにより適正に評価を行い、人事管理の公正な基礎資料とするとともに、教職員の資質能力等の向上を図り、学校組織を活性化させることによって、学校教育の充実に資することを目的とする。</u></p> <p>(人事評価の対象となる教職員の範囲)</p> <p>第3条 <u>人事評価は、次の各号に掲げる教職員を除く全ての教職員について実施する。</u></p> <p>(1) <u>非常勤の教職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する教職員を除く。）</u></p> <p>(2) <u>臨時的任用の教職員</u></p> <p>(3) <u>県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める教職員</u></p> <p>(人事評価の種類)</p> <p>第4条 人事評価は、<u>目標管理及び勤務評価</u>により行うものとする。</p> <p>2 <u>目標管理は、教職員が自らの職務上の目標（以下「自己目標」という。）を設定し、その自己目標の達成に向けて取り組んだ成果等を自己評価するものとする。</u></p> <p>3 <u>勤務評価は、評価者が教職員の職務を観察し、その勤務成績について評価を行うものとする。</u></p>

(人事評価の方法)

第5条 人事評価の方法として、業績評価及び能力評価を行うものとする。

- 2 業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）は、教職員があらかじめ設定した職務目標の達成度、当該目標に対する取組状況及び組織等における貢献度に基づき、客観的に評価する。
- 3 能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）は、職務遂行の過程において発揮された教職員の能力を客観的に評価する。
- 4 人事評価票は、職員の勤務成績を示すものとして、別に定める様式をいう。

(人事評価の対象期間)

第6条 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）は、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期評価 毎年4月1日から翌年3月31日までの間。ただし、当該評価期間内において、採用又は昇任を命ぜられた教職員については、その採用又は昇任の日から当該年度の3月31日までの間
- (2) 条件評価 条件附採用期間

(目標管理の方法)

第5条 教職員は、毎年度、4月1日、10月1日及び3月31日を、それぞれ当初申告、中間申告及び最終申告の申告基準日として自己申告するものとする。

- 2 教職員は、前項の各申告ごとに自己目標等必要な事項を記載した自己目標管理シートを一次指導助言者に提出するものとする。
- 3 一次指導助言者は、教職員の自己申告について、指導、助言及び評価を自己目標管理シートに記載し、二次指導助言者に提出するものとする。
- 4 二次指導助言者は、教職員の自己申告について、指導、助言及び評価を自己目標管理シートに記載し、当該教職員に返却するものとする。
- 5 当初申告後及び中間申告後に、それぞれ当初面談及び中間面談を行うものとする。

(勤務評価の種類)

第6条 勤務評価は、定期評価、条件評価及び臨時評価とする。

- 2 定期評価は、毎年度1回、3月31日を基準日（以下「定期評価基準日」という。）として実施するものとする。ただし、定期評価基準日において条件附採用期間中の教職員については、当該年度の定期評価は実施しない。
- 3 条件評価は、条件附採用期間中の教職員について、条件附採用期間の末日を基準日として実施するものとする。
- 4 臨時評価は、県教育委員会が特に必要があると認める教職員について、随時これを実施するものとする。

(勤務評価の対象期間)

第7条 勤務評価の対象となる期間（以下「評価対象期間」という。）は、次の各号に掲げる勤務評価の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期評価 前回の定期評価基準日の翌日から当該定期評価基準日までの間。ただし、当該評価対象期間内において、採用又は昇任を命ぜられた教職員については、その採用又は昇任の日から当該定期評価基準日までの間
- (2) 条件評価 条件附採用期間

(3) 臨時評価 必要と認められる期間

(人事評価の実施)

第7条 人事評価は、一次評価者及び二次評価者が実施する。

2 一次評価者は、教職員の評価期間における勤務成績の評価を行い、その評価結果を人事評価票に記載し、二次評価者に提出するものとする。

3 二次評価者は、教職員の評価期間における勤務成績の評価を行い、その評価結果を人事評価票に記載し、県教育長に提出するものとする。

4 一次評価者及び二次評価者は、それぞれの評価を受ける教職員（以下「被評価者」という。）について、5段階で評価を行うものとする。

(評価者)

第8条 人事評価は、被評価者の区分に応じ、次の表に掲げる一次評価者及び二次評価者が行うものとする。

被評価者	一次評価者	二次評価者
略		

(人事評価の結果の開示)

第9条 人事評価及び能力評価の結果については、当該被評価者に開示するものとする。

(指導及び助言)

第10条 県教育長は、人事評価の適正な実施を確保するため、校長その他の評価者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(秘密の保持)

第11条 略

(書類の保存)

第12条 人事評価に関する書類の保存期間は、5年間とし、校長及び県教育長が適正に保管しなければならない。

(3) 臨時評価 必要と認められる期間

(勤務評価の方法)

第8条 勤務評価は、一次評価者及び二次評価者が実施する。

2 一次評価者は、教職員の評価対象期間における勤務成績の評価を行い、その評価結果を勤務評価シートに記載し、二次評価者に提出するものとする。

3 二次評価者は、教職員の評価対象期間における勤務成績の評価を行い、その評価結果を勤務評価シートに記載し、県教育長に提出するものとする。

(指導助言者及び評価者)

第9条 指導助言者及び評価者は、次の表のとおりとする。

教職員の区分	一次指導助言者及び一	二次指導助言者及び二
	次評価者	次評価者
略		

(勤務評価シートの効力)

第10条 勤務評価シートは、当該評価対象期間中の教職員の勤務成績を示すものとする。

2 勤務評価シートは、新たに勤務評価シートが作成されるまでの間、当該評価対象期間に引き続く期間におけるその教職員の勤務成績を示すものとみなす。ただし、その期間は2年を限りとする。

(教育長の指導及び助言)

第11条 県教育長は、人事評価の適正な実施を確保するため、校長に対し、再評価の実施その他の必要な指導及び助言を行うものとする。

(秘密の保持)

第12条 略

(シートの保管)

第13条 自己目標管理シート及び勤務評価シートは、校長及び県教育長が適正に保管しなければならない。

(評価結果の活用)

第13条 人事評価の結果については、被評価者の人材育成に積極的に活用するとともに、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

(苦情等の申出)

第14条 被評価者は、人事評価の結果に関する苦情等があるときは、県教育長が別に定めるところにより、苦情等を申し出ることができるものとする。

2 被評価者は、前項の苦情等の申出をしたことを理由として、不利益な取扱を受けない。

第15条～第16条 略

第14条～第15条 略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県市町村立学校教職員の人事評価に関する規則の一部改正について

(提案理由)

市町村立学校教職員にかかる新たな人事評価制度を導入するため、長崎県市町村立学校教職員の人事評価に関する規則(平成18年長崎県教育委員会規則第6号)の一部を改正するものである。

(内 容)

主な改正内容は、以下のとおりである。

- 1 人事評価の方法として、「業績評価」及び「能力評価」を行うものとする。

(第5条関係)

- 2 人事評価の結果については、人材育成に活用するとともに、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。(第14条関係)

- 3 被評価者は、人事評価の結果に関する苦情があるときは申し出ることができるものとする。(第15条関係)

- 4 その他の改正は、別紙規則案のとおり。

施行日 令和4年4月1日

(最終改正年月日 平成28年3月25日)

(規則案)

長崎県市町村立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

長崎県市町村立学校教職員の人事評価に関する規則（平成18年長崎県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(人事評価の目的)</p> <p>第2条 人事評価は、<u>教職員の能力及び業績を客観的かつ公正に評価することにより、人材育成を図り、学校組織の活性化に資するとともに、人事管理の基礎とすることを目的とする。</u></p> <p>(人事評価の対象となる教職員の範囲)</p> <p>第3条 人事評価の対象となる者は、別に定める評価基準日に在職する<u>全ての教職員とする。ただし、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める教職員を除く。</u></p> <p>(人事評価の種類)</p> <p>第4条 人事評価は、<u>定期評価、条件評価及び臨時評価</u>により行うものとする。</p> <p>2 <u>定期評価は、毎年度1回、評価基準日に実施するものとする。</u></p> <p>3 <u>条件評価は、条件附採用期間中の教職員について、評価基準日に実施するものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(人事評価の目的)</p> <p>第2条 人事評価は、<u>教職員の職務を遂行した実績並びにその職務の遂行上見られた能力及び意欲・姿勢（以下「勤務成績」という。）について、この規則に定める手続きにより適正に評価を行い、人事管理の公正な基礎資料とするとともに、教職員の資質能力等の向上を図り、学校組織を活性化させることによって、学校教育の充実に資することを目的とする。</u></p> <p>(人事評価の対象となる教職員の範囲)</p> <p>第3条 人事評価は、<u>次の各号に掲げる教職員を除く全ての教職員について実施する。</u></p> <p>(1) <u>非常勤の教職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する教職員を除く。）</u></p> <p>(2) <u>臨時的任用の教職員</u></p> <p>(3) <u>県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める教職員</u></p> <p>(人事評価の種類)</p> <p>第4条 人事評価は、<u>目標管理及び勤務評価</u>により行うものとする。</p> <p>2 <u>目標管理は、教職員が自らの職務上の目標（以下「自己目標」という。）を設定し、その自己目標の達成に向けて取り組んだ成果等を自己評価するものとする。</u></p> <p>3 <u>勤務評価は、評価者が教職員の職務を観察し、その勤務成績について評価を行うものとする。</u></p>

4 臨時評価は、市町村教育委員会が特に必要があると認める教職員について、随時これを実施するものとする。

(人事評価の方法)

第5条 人事評価の方法として、業績評価及び能力評価を行うものとする。

2 業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）は、教職員があらかじめ設定した職務目標の達成度、当該目標に対する取組状況及び組織等における貢献度に基づき、客観的に評価する。

3 能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）は、職務遂行の過程において発揮された教職員の能力を客観的に評価する。

4 人事評価票は、職員の勤務成績を示すものとして、別に定める様式をいう。

(人事評価の対象期間)

第6条 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）は、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 定期評価 毎年4月1日から翌年3月31日までの間。ただし、当該評価期間内

(目標管理の方法)

第5条 教職員は、毎年度、4月1日、10月1日及び3月31日を、それぞれ当初申告、中間申告及び最終申告の申告基準日として自己申告するものとする。

2 教職員は、前項の各申告ごとに自己目標等必要な事項を記載した自己目標管理シートを一次指導助言者に提出するものとする。

3 一次指導助言者は、教職員の自己申告について、指導、助言及び評価を自己目標管理シートに記載し、二次指導助言者に提出するものとする。

4 二次指導助言者は、教職員の自己申告について、指導、助言及び評価を自己目標管理シートに記載し、当該教職員に返却するものとする。

5 当初申告後及び中間申告後に、それぞれ当初面談及び中間面談を行うものとする。

(勤務評価の種類)

第6条 勤務評価は、定期評価、条件評価及び臨時評価とする。

2 定期評価は、毎年度1回、3月31日を基準日（以下「定期評価基準日」という。）として実施するものとする。ただし、定期評価基準日において条件附採用期間中の教職員については、当該年度の定期評価は実施しない。

3 条件評価は、条件附採用期間中の教職員について、条件附採用期間の末日を基準日として実施するものとする。

4 臨時評価は、市町村教育委員会が特に必要があると認める教職員について、随時これを実施するものとする。

(勤務評価の対象期間)

第7条 勤務評価の対象となる期間（以下「評価対象期間」という。）は、次の各号に掲げる勤務評価の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 定期評価 前回の定期評価基準日の翌日から当該定期評価基準日までの間。た

において、採用又は昇任を命ぜられた教職員については、その採用又は昇任の日から当該年度の3月31日までの間

- (2) 条件評価 条件附採用期間
- (3) 臨時評価 必要と認められる期間

(人事評価の実施)

第7条 人事評価は、一次評価者及び二次評価者が実施する。

- 2 一次評価者は、教職員の評価期間における勤務成績の評価を行い、その評価結果を人事評価票に記載し、二次評価者に提出するものとする。
- 3 二次評価者は、教職員の評価期間における勤務成績の評価を行い、その評価結果を人事評価票に記載し、市町村教育委員会教育長（以下「市町村教育長」という。）に提出するものとする。
- 4 一次評価者及び二次評価者は、それぞれの評価を受ける教職員（以下「被評価者」という。）について、5段階で評価を行うものとする。

(評価者)

第8条 人事評価は、被評価者の区分に応じ、次の表に掲げる一次評価者及び二次評価者が行うものとする。

被評価者	一次評価者	二次評価者
略		

- 2 校長の一次評価者で、市町村教育委員会において教職員人事所管課長等に相当する職がなく市町村教育長が指定できない場合は、一次評価を省略することができる。
- 3 副校長又は教頭の二次評価者で、市町村教育委員会において教職員人事所管課長等に相当する職がなく市町村教育長が指定できない場合は、二次評価者は市町村教育長とする。
- 4 栄養教諭及び学校栄養職員の内で共同調理場に勤務する者については、一次評価者を、共同調理場長、副校長又は教頭の内で市町村教育長が指定する者とする。

(人事評価結果の開示)

だし、当該評価対象期間内において、採用又は昇任を命ぜられた教職員については、その採用又は昇任の日から当該定期評価基準日までの間

- (2) 条件評価 条件附採用期間
- (3) 臨時評価 必要と認められる期間

(勤務評価の方法)

第8条 勤務評価は、一次評価者及び二次評価者が実施する。

- 2 一次評価者は、教職員の評価対象期間における勤務成績の評価を行い、その評価結果を勤務評価シートに記載し、二次評価者に提出するものとする。
- 3 二次評価者は、教職員の評価対象期間における勤務成績の評価を行い、その評価結果を勤務評価シートに記載し、市町村教育委員会教育長（以下「市町村教育長」という。）に提出するものとする。

(指導助言者及び評価者)

第9条 指導助言者及び評価者は、次の表のとおりとする。

教職員の区分	一次指導助言者及び一	二次指導助言者及び二
	次評価者	次評価者
略		

- 2 校長の一次指導助言者及び一次評価者で、市町村教育委員会において教職員人事所管課長等に相当する職がなく市町村教育長が指定できない場合は、一次指導助言及び一次評価を省略することができる。
- 3 副校長又は教頭の二次指導助言者及び二次評価者で、市町村教育委員会において教職員人事所管課長等に相当する職がなく市町村教育長が指定できない場合は、二次指導助言者及び二次評価者は市町村教育長とする。
- 4 栄養教諭及び学校栄養職員の内で共同調理場に勤務する者については、一次指導助言者及び一次評価者を、共同調理場長又は教頭の内で市町村教育長が指定する者とする。

(勤務評価シートの効力)

第9条 被評価者の人事評価の結果については、当該被評価者に開示するものとする。

(指導及び助言)

第10条 市町村教育長は、人事評価の適正な実施を確保するため、校長その他の評価者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 略

(人事評価の報告)

第11条 市町村教育委員会は、県教育委員会に人事評価の結果を報告するものとする。

(秘密の保持)

第12条 略

(書類の保存)

第13条 人事評価に関する書類の保存期間は、5年間とし、適正に保管しなければならない。

(評価結果の活用)

第14条 人事評価の結果については、被評価者の人材育成に積極的に活用するとともに、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

(苦情等の申出)

第15条 被評価者は、人事評価の結果に関する苦情等があるときは、当該被評価者が所属する学校を所管する教育委員会が別に定めるところにより、苦情等を申し出ることができるものとする。

2 被評価者は、前項の苦情等の申出をしたことを理由として、不利益な取扱を受けない。

第16条～第17条 略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第10条 勤務評価シートは、当該評価対象期間中の教職員の勤務成績を示すものとする。

2 勤務評価シートは、新たに勤務評価シートが作成されるまでの間、当該評価対象期間に引き続く期間におけるその教職員の勤務成績を示すものとみなす。ただし、その期間は2年を限りとする。

(教育長の指導及び助言)

第11条 市町村教育長は、人事評価の適正な実施を確保するため、校長に対し、再評価の実施その他の必要な指導及び助言を行うものとする。

2 略

(秘密の保持)

第12条 略

(シートの保管)

第13条 自己目標管理シート及び勤務評価シートは、校長、市町村教育長及び県教育長が適正に保管しなければならない。

第14条～第15条 略

報 告 事 項 (1)

高 校 教 育 課

件 名	令和4年度県立学校校長・副校長及び教頭選考第1次試験の結果について																																				
概 要	<p>1 選考第1次試験日程等</p> <p>(1) 方 法 課題論文</p> <p>(2) 期 日 令和3年9月16日(木)までに提出</p> <p>2 選考第1次試験結果</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">校長・副校長</th> <th style="width: 35%;">教 頭</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受 験 者</td> <td style="text-align: center;">31 (7)</td> <td style="text-align: center;">46 (7)</td> </tr> <tr> <td>1次合格者</td> <td style="text-align: center;">25 (6)</td> <td style="text-align: center;">37 (6)</td> </tr> <tr> <td>倍 率</td> <td style="text-align: center;">1.2倍</td> <td style="text-align: center;">1.2倍</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">() は女性の数で内数</p> <p>3 過去3カ年の1次試験の受験者と合格者の状況</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">校長・副校長</th> <th colspan="2">教 頭</th> </tr> <tr> <th>受験者</th> <th>合格者</th> <th>受験者</th> <th>合格者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31</td> <td style="text-align: center;">46 (5)</td> <td style="text-align: center;">28 (5)</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td style="text-align: center;">45 (2)</td> <td style="text-align: center;">36 (2)</td> <td style="text-align: center;">63 (8)</td> <td style="text-align: center;">45 (7)</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td style="text-align: center;">33 (2)</td> <td style="text-align: center;">29 (2)</td> <td style="text-align: center;">62 (9)</td> <td style="text-align: center;">49 (7)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">() 内は女性の数で内数</p> <p>4 結果通知</p> <p style="margin-left: 40px;">所属長・本人あて 令和3年11月10日(水)</p> <p>5 選考第2次試験日程等</p> <p>(1) 方 法 面 接</p> <p>(2) 期 日</p> <p style="margin-left: 20px;">① 校長・副校長 令和3年12月15日(水)、16日(木)、17日(金)</p> <p style="margin-left: 20px;">② 教頭 令和3年12月20日(月)、21日(火)、22日(水)</p>	区 分	校長・副校長	教 頭	受 験 者	31 (7)	46 (7)	1次合格者	25 (6)	37 (6)	倍 率	1.2倍	1.2倍	年度	校長・副校長		教 頭		受験者	合格者	受験者	合格者	31	46 (5)	28 (5)	/	/	R2	45 (2)	36 (2)	63 (8)	45 (7)	R3	33 (2)	29 (2)	62 (9)	49 (7)
区 分	校長・副校長	教 頭																																			
受 験 者	31 (7)	46 (7)																																			
1次合格者	25 (6)	37 (6)																																			
倍 率	1.2倍	1.2倍																																			
年度	校長・副校長		教 頭																																		
	受験者	合格者	受験者	合格者																																	
31	46 (5)	28 (5)	/	/																																	
R2	45 (2)	36 (2)	63 (8)	45 (7)																																	
R3	33 (2)	29 (2)	62 (9)	49 (7)																																	

報 告 事 項 (2)

児童生徒支援課

令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について（公立学校）

このことについて、本県の状況をお知らせします。

本資料は、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の調査票情報を利用して独自に集計したものです。

なお、数値については、国立、私立学校を除いた公立学校のみの数値です。（*2（4）のいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発件数については、国公立・小・中・高・特別支援学校合計の値です。）

1 暴力行為について

(1) 「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が起こした暴力行為」で、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」（対教師、生徒間を除く）、「器物損壊」の四形態をいう。

(2) 発件数 (単位：件)

	小学校		中学校		高等学校		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
H30	35,910 (5.7)	171 (2.4)	28,062 (9.3)	208 (6.1)	4,945 (2.2)	57 (2.2)	68,917 (5.9)	436 (3.4)
R元	42,548 (6.8)	150 (2.2)	27,120 (9.1)	245 (7.3)	4,564 (2.1)	44 (1.7)	74,232 (6.5)	439 (3.4)
R2	40,292 (6.5)	254 (3.7)	20,509 (6.9)	227 (6.8)	2,790 (1.3)	25 (1.0)	63,591 (5.6)	506 (4.0)

() 内の数字は1,000人あたりの発件数

○全国では、令和元年度と比べ全体で10,641件減少している。

○本県では、令和元年度と比べ小学校が104件増加、中学校が18件減少、高等学校が19件減少で、全体では67件増加した。

○暴力行為の1,000人あたりの発件数は、本県は4.0件であった。

(3) 形態別件数

①小学校

(単位：件)

	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
H30	5,359	36	26,034	119	460	2	4,057	14	35,910	171
R元	6,445	38	31,203	102	294	0	4,606	10	42,548	150
R2	5,890	101	29,881	129	531	3	3,990	21	40,292	254

②中学校

(単位：件)

	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
H30	3,225	29	19,099	138	585	1	5,153	40	28,062	208
R元	2,875	16	18,398	170	566	6	5,281	53	27,120	245
R2	2,421	22	13,874	154	398	7	3,816	44	20,509	227

③高等学校

(単位：件)

	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
H30	377	5	3,148	32	157	5	1,263	15	4,945	57
R元	310	6	2,854	26	158	2	1,242	10	4,564	44
R2	210	3	1,691	20	86	0	803	2	2,790	25

2 いじめについて

(1) 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 件数

(単位：件)

年度	校種	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
H30	認知件数	421,116	2,459	93,921	636	13,134	115	2,570	3	530,741	3,213
	解消件数	356,653	2,143	77,769	599	11,139	99	2,061	3	447,622	2,844
	解消率	84.7%	87.1%	82.8%	94.2%	84.8%	86.1%	80.2%	100%	84.3%	88.5%
R元	認知件数	479,447	1,893	102,738	615	13,918	140	2,963	20	599,066	2,668
	解消件数	400,440	1,748	83,841	581	11,694	137	2,381	20	498,356	2,486
	解消率	83.5%	92.3%	81.6%	94.5%	84.0%	97.9%	80.4%	100%	83.2%	93.2%
R2	認知件数	416,861	1,471	78,537	483	10,238	82	2,203	2	507,839	2,038
	解消件数	322,677	1,336	60,361	433	8,119	73	1,711	2	392,868	1,844
	解消率	77.4%	90.8%	76.9%	89.6%	79.3%	89.0%	77.7%	100%	77.4%	90.5%

○全国では、令和元年度と比べ全体で91,227件減少している。

○本県では、小学校が422件減少、中学校が132件減少、高等学校が58件減少、特別支援学校が18件減少で、全体で630件減少している。

○児童生徒1,000人あたりのいじめの認知件数は、本県は16.0件（前年度20.6件）である。なお、本県の校種別では、小学校は21.4件（同27.3件）、中学校は14.5件（同18.3件）、高等学校は3.3件（同5.4件）、特別支援学校は1.2件（同25.5件）である。

(3) いじめの態様（複数回答）

(単位：件)

態様	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	241,457 (46.9)	924 (48.3)	49,634 (52.9)	348 (59.6)	6,215 (48.2)	46 (45.1)	1,126 (41.0)	2 (66.7)	298,432 (47.8)	1,320 (50.7)
仲間はずれ、集団による無視をされる。	56,256 (10.9)	187 (9.8)	8,204 (8.7)	49 (8.4)	1,546 (12.0)	16 (15.7)	177 (6.5)	0 (0.0)	66,183 (10.6)	252 (9.7)
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	100,245 (19.5)	370 (19.3)	10,842 (11.5)	52 (8.9)	818 (6.3)	6 (5.9)	511 (18.6)	0 (0.0)	112,416 (18.0)	428 (16.4)
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	24,996 (4.9)	132 (6.9)	3,613 (3.8)	24 (4.1)	312 (2.4)	2 (2.0)	162 (5.9)	0 (0.0)	29,083 (4.7)	158 (6.1)
金品をたかられる。	3,919 (0.8)	20 (1.0)	792 (0.8)	2 (0.3)	199 (1.5)	2 (2.0)	30 (1.1)	0 (0.0)	4,940 (0.8)	24 (0.9)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	21,654 (4.2)	82 (4.3)	3,902 (4.2)	31 (5.3)	474 (3.7)	3 (2.9)	108 (3.9)	0 (0.0)	26,138 (4.2)	116 (4.5)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	38,169 (7.4)	73 (3.8)	5,794 (6.2)	24 (4.1)	635 (4.9)	4 (3.9)	266 (9.7)	0 (0.0)	44,864 (7.2)	101 (3.9)
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	7,325 (1.4)	18 (0.9)	8,362 (8.9)	39 (6.7)	2,054 (15.9)	11 (10.8)	201 (7.3)	1 (33.3)	17,942 (2.9)	69 (2.7)
その他	20,425 (4.0)	108 (5.6)	2,739 (2.9)	15 (2.6)	649 (5.0)	12 (11.8)	163 (5.9)	0 (0.0)	23,976 (3.8)	135 (5.2)

() 内の数字は、学校種ごとの回答総数に対する割合(%)

(4) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

(国公立・小・中・高・特別支援学校合計)

(単位：件)

	「重大事態」が発生した学校数	「重大事態」発生件数	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」発生件数	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」発生件数
R2	3	3	2	2

○法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、同項第2号に規定する「重大事態」は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

3 長期欠席について

(1) 「長期欠席者」とは、病気、経済的理由、不登校、新型コロナウイルスの感染回避、その他の理由により、年間30日以上欠席した者をいう。

(2) 長期欠席者数

(単位：人)

	小学校		中学校		高等学校		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
H30	83,256 (1.3)	602 (0.9)	148,440 (4.9)	1,378 (4.0)	60,045 (2.7)	445 (1.7)	291,741 (2.5)	2,425 (1.9)
R元	92,216 (1.5)	614 (0.9)	155,224 (5.2)	1,547 (4.0)	57,008 (2.7)	452 (1.8)	304,448 (2.7)	2,613 (2.0)
R2	112,305 (1.8)	777 (1.1)	166,241 (5.6)	1,657 (5.0)	60,190 (2.9)	551 (2.4)	338,736 (3.0)	2,985 (2.4)

() 内の数字は、全児童生徒数に対する割合 (%)

○全児童生徒に対する長期欠席児童生徒数の割合は、全国は3.0%、本県は2.4%であった。

4 不登校について

(1) 「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避、その他の理由によるものを除く)をいい、本調査では、年間30日以上欠席した者をいう。

(2) 不登校児童生徒数

(単位：人)

	小学校		中学校		高等学校		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
H30	44,471 (0.7)	416 (0.6)	114,379 (3.8)	1,140 (3.3)	39,623 (1.8)	357 (1.4)	198,473 (1.7)	1,913 (1.5)
R元	52,905 (0.8)	455 (0.7)	122,519 (4.1)	1,335 (4.0)	37,692 (1.8)	373 (1.5)	213,116 (1.9)	2,163 (1.7)
R2	62,862 (1.0)	536 (0.8)	127,671 (4.3)	1,373 (4.1)	32,127 (1.5)	370 (1.6)	222,660 (2.0)	2,279 (1.8)

() 内の数字は全児童生徒数に対する割合 (%)

○全国では、令和元年度と比べ全体で9,544人増加し、全児童生徒数に占める割合は0.1pt増の2.0%であった。

○本県では、令和元年度と比べ全体で116人増加し、全児童生徒数に占める割合は0.1pt増の1.8%であった。

(3) 不登校の要因(主たるものを一つ選択)

(単位：人)

区分	小学校		中学校		高等学校		計	
	全国	長崎県	全国	長崎県	全国	長崎県	全国	長崎県
いじめ	163 (0.3)	1 (0.2)	206 (0.2)	0 (0.0)	36 (0.1)	1 (0.3)	405 (0.2)	2 (0.1)
いじめを除く友人関係をめぐる問題	4,203 (6.7)	46 (8.6)	16,023 (12.6)	203 (14.8)	2,646 (8.2)	31 (8.4)	22,872 (10.3)	280 (12.3)
教職員との関係をめぐる問題	1,171 (1.9)	12 (2.2)	1,197 (0.9)	15 (1.1)	147 (0.5)	6 (1.6)	2,515 (1.1)	33 (1.4)
学業の不振	2,020 (3.2)	15 (2.8)	8,185 (6.4)	76 (5.5)	1,952 (6.1)	17 (4.6)	12,157 (5.5)	108 (4.7)
進路に係る不安	149 (0.2)	2 (0.4)	1,298 (1.0)	9 (0.7)	1,536 (4.8)	38 (10.3)	2,983 (1.3)	49 (2.2)
クラブ活動、部活動等への不適応	11 (0.0)	0 (0.0)	736 (0.6)	7 (0.5)	199 (0.6)	4 (1.1)	946 (0.4)	11 (0.5)
学校のきまり等をめぐる問題	451 (0.7)	1 (0.2)	1,039 (0.8)	25 (1.8)	220 (0.7)	4 (1.1)	1,710 (0.8)	30 (1.3)
入学、転編入学、進級時の不適応	1,106 (1.8)	11 (2.1)	4,994 (3.9)	52 (3.8)	2,937 (9.1)	32 (8.6)	9,037 (4.1)	95 (4.2)
家庭の生活環境の急激な変化	2,388 (3.8)	16 (3.0)	3,167 (2.5)	42 (3.1)	670 (2.1)	6 (1.6)	6,225 (2.8)	64 (2.8)
親子の関わり方	9,181 (14.6)	95 (17.7)	7,822 (6.1)	83 (6.0)	1,050 (3.3)	21 (5.7)	18,053 (8.1)	199 (8.7)
家庭内の不和	1,016 (1.6)	7 (1.3)	2,334 (1.8)	24 (1.7)	544 (1.7)	9 (2.4)	3,894 (1.7)	40 (1.8)
生活リズムの乱れ、あそび、非行	8,816 (14.0)	98 (18.3)	14,126 (11.1)	226 (16.5)	5,302 (16.5)	36 (9.7)	28,244 (12.7)	360 (15.8)
無気力、不安	29,153 (46.4)	177 (33.0)	60,598 (47.5)	529 (38.5)	12,082 (37.6)	145 (39.2)	101,833 (45.7)	851 (37.3)
上記に該当なし	3,034 (4.8)	55 (10.3)	5,946 (4.7)	82 (6.0)	2,806 (8.7)	20 (5.4)	11,786 (5.3)	157 (6.9)

() 内の数字は、学校種ごとの回答総数に対する割合 (%)

(100.0)

(100.0)

(100.0)

(100.0)

5 中途退学（公立高等学校）について

(1) 「中途退学」とは、年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まない。

(2) 中途退学者数

(単位：人)

年度	全 日 制		定 時 制		通 信 制		計	
	全 国	長 崎	全 国	長 崎	全 国	長 崎	全 国	長 崎
H30	17,263 (0.8)	235 (0.9)	7,668 (9.3)	66 (9.4)	3,582 (6.4)	23 (1.9)	28,513 (1.3)	324 (1.2)
R元	15,063 (0.7)	143 (0.6)	6,710 (8.5)	64 (10.0)	3,265 (5.8)	17 (1.5)	25,038 (1.1)	224 (0.9)
R2	11,754 (0.6)	146 (0.6)	5,426 (7.1)	46 (7.3)	3,103 (5.6)	13 (1.2)	20,283 (1.0)	205 (0.8)

() 内の数字は全生徒数に対する割合 (%)

○全国では、令和元年度と比べてすべての課程において減少しており、全体で4,755人減少している。

○本県では、令和元年度と比べて全日制で3名増加、定時制18名、通信制4名と減少しており、全体では19人減少、全生徒数に占める割合は0.1pt減の0.8%であった。

(3) 事由別中途退学者数（主たるものを一つ選択）

(単位：人)

理由	課 程	全 日 制			定 時 制			通 信 制			計		
		R元	R2	割合 (%)	R元	R2	割合 (%)	R元	R2	割合 (%)	R元	R2	割合 (%)
学業不振		3	2	(1.4)	0	1	(2.2)	0	0	(0.0)	3	3	(1.5)
学校生活・学業不適応		49	20	(13.7)	21	15	(32.6)	0	1	(7.7)	70	36	(17.6)
進 路 変 更	別の高校への入学を希望	29	32	(21.9)	10	8	(17.4)	3	3		42	43	(21.0)
	専修・各種学校への入学を希望	2	4	(2.7)	1	1	(2.2)	1	0	(0.0)	4	5	(2.4)
	就職を希望	19	33	(22.6)	23	14	(30.4)	7	8	(61.5)	49	55	(26.8)
	高卒程度認定試験受験を希望	4	15	(10.3)	1	0	(0.0)	1	0	(0.0)	6	15	(7.3)
	その他	5	13	(8.9)	1	1	(2.2)	2	1	(7.7)	8	15	(7.3)
	小 計	59	97	(66.4)	36	24	(62.2)	14	12	(92.3)	109	133	(64.9)
病気・けが・死亡		5	11	(7.5)	3	0	(0.0)	0	0	(0.0)	8	11	(5.4)
経済的理由		1	0	(0.0)	0	1	(2.2)	0	0	(0.0)	1	1	(0.5)
家庭の事情		9	5	(3.4)	3	3	(6.5)	0	0	(0.0)	12	8	(3.0)
問題行動等		12	4	(2.7)	0	2	(4.3)	0	0	(0.0)	12	6	(2.9)
その他		5	7	(4.8)	1	0	(0.0)	3	0	(0.0)	9	7	(3.4)
計		143	146	(100)	64	46	(100)	17	13	(100)	224	205	(100)

() 内の数字は中途退学者数に対する割合 (%)

「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について(公立学校)

1 暴力行為

【傾向】

- 発生件数について、本県では、前年度と比べて小学校において大幅に増加、中・高校では減少。
- 本県の形態別件数では、小学校の「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物損壊」のすべてにおいて前年度と比べて増加。

【背景・要因】

- 周りの児童と人間関係を構築できず集団生活になじめない、感情を抑えられず考えや気持ちを言葉でうまく表現できないなど、対人コミュニケーション力の不足から暴力行為につながる事案が小学校において増えている。
- 「対教師暴力」の件数増加については、特定の一部児童が暴力行為を繰り返し起こしていることや教職員が軽微な暴力（つねる等）を積極的に認知し、早期解消に努めていることも、件数の増加につながっている。

【対策】

- 学校、保護者、関係機関との連携を図り、教育相談体制の充実を図るとともに、教職員が一体となって、未然防止と早期発見・早期対応の取組を推進する。
- 規範意識を育てる「道徳教育」の充実を図る。
- 各種教員研修において、生徒指導と教育相談や特別支援教育を関連させた内容にするなどの工夫改善を行い、教員の一層の資質向上を図る。
- 小学校における生徒指導体制の確立を図るため、小学校の生活指導主任を対象とした研修を実施する。

2 いじめ

□いじめの発生件数と態様

【傾向】

- 認知件数について、本県では、前年度と比べて小・中・高・特別支援学校で減少している。

【態様】

- 全ての校種において「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多い。
- 次いで、小・中学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が多く、高校では「仲間はずれ、集団による無視をされる」が多い。

【背景・要因】

- 学校におけるいじめの未然防止の取組を始めとして、これまで以上に児童生徒に目を配り指導・支援してきたこと等により、いじめの認知件数が減少したと考えられる。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による差別や偏見が起きないように学校において正しい知識や理解を促したことも減少の要因のひとつであるとする。

【対策】

- 学校におけるSC・SSWを活用した教育相談体制の充実を図るとともに、「24時間子供SOSダイヤル」「メール相談窓口」「SNS相談スクールネット@伝えんば長崎」等の相談窓口について継続的な普及・啓発活動に努め、早期対応・解消につなげる。
- 各市町の特長的な取組を県が主催する「生徒指導推進協議会」等で共有し、他市町における取組の参考としながら県全体のいじめ防止対策の充実を図る。

□重大事態の発生件数

【傾向】

- 重大事態の発生件数については、国が今年度より公表。県内3校3件のうち第1号の重大事態が2件、第2号の重大事態が2件。

【背景】

- いじめを認知した際の連絡体制や管理職を中心とした組織的対応を含め、生徒や保護者に寄り添った丁寧な対応が十分になされておらず、生徒の心身に重大な事態が生じた。また、それらの対応が、保護者の学校に対する不信感へとつながった。

【対策】

- 各種研修会（校長会、生徒指導部会等）において、いじめの認知や管理職への報告・連絡・相談を含む確実な情報共有、迅速かつ丁寧な組織的対応について周知を図り、危機管理の意識を高める。

3 不登校

【傾向】

- 不登校児童生徒数について、本県では前年度と比べて小・中学校で増加、高校で減少している。
- 小・中学校の不登校児童生徒数は、過去最多である。

【背景・要因】

- 不登校になる要因は様々で、複雑に絡み合っているケースが多い。主たる要因として全校種で「無気力、不安」など本人にかかるものももっとも多い。次いで、小・中学校では「生活リズムの乱れ、あそび、非行」、高校では「進路に係る不安」が多い。
- 学年が上がるにつれ、不登校児童の学校復帰が難しくなっていることや小学校と中学校の生活スタイルの違いなど環境が大きく変化すること、また、思春期特有の心の変化や学業不振、進路選択不安、集団不適應等も考えられる。
- コロナ禍を含めた生活環境の変化による生活リズムの乱れや集団不適應などの状況が生じたと考える。
- 親子の関わり方や家庭の養育能力の低下など家庭環境も要因として考えられる。

【対策】

- 不登校児童生徒支援の充実を図るため、SC・SSWの派遣を含めた各市町の教育支援センターとの連携を図りながら、丁寧な対応を推進する。
- SCやSSWが講師となり、教員や保護者を対象に「不登校児童生徒への関わり方」「保護者の子育てに関する意識の向上」等を目的とした研修の実施を働きかける。
- 県教育委員会として「不登校支援協議会（仮）」を設置し、県内の不登校に関する課題の分析や具体的支援を推進する。

4 中途退学

【傾向】

- 退学者数は平成25年度から平成29年度まで減少傾向。平成30年度に増加に転じるも2年続けて減少した。
- 前年度と比べ全日制の退学者数が3名増加、定時制と通信制の退学者数が減少している。
- 課程別にみると、全日制と通信制では「就職を希望」が最も多く、定時制では「学校生活・学業不適應」が最も多かった。

【背景・要因】

- 生徒個々の状況に応じた支援により、学校生活への不適應者が減少していると考えられる。
- 退学者の半数以上が、「進路変更」によって積極的に環境を変えていこうとしている。
- 目的意識や学習意欲が不十分であること、また、人間関係を構築する力が十分に身につけていない生徒が一定数いると考える。

【対策】

- OSCやSSWなどを積極的に活用したり、関係機関との連携を密に図ったりしながら、校内での個々の生徒の支援体制を一層充実させる。
- 平成30年度から「中途退学者の情報を支援機関に引き継ぐしくみ」を導入し、本人及び保護者の同意を得た上で、高等学校・特別支援学校から、地域若者ステーション、ハローワーク等の相談・支援機関に情報を提供し、切れ目のない支援を行う。

